

大和市 文化芸術振興基本計画（案）

骨 子

計画（案）骨子の構成

- 1．計画策定の背景、目的
- 2．計画策定の基本的な考え方
- 3．計画が対象とする文化芸術の領域
- 4．計画の期間と進行管理
- 5．計画の性格
- 6．施策目標・具体的方策
 - (1) 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める
 - (2) すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる
 - (3) 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる
 - (4) 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする
 - (5) 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる
- 7．文化芸術振興の担い手と役割
- 8．モニタリング

<参考> 計画（施策目標）と条例の関係

1 . 計画策定の背景、目的

国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年12月、文化芸術にかかわる基本法制の根幹をなす文化芸術振興基本法が制定されました。

同法には、地方自治体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定、実施する」ことが謳われています。

これを踏まえ、本市では、平成21年12月に大和市文化芸術振興条例を制定し、その第7条に、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術振興基本計画」を策定することを決めました。

「大和市文化芸術振興基本計画」は、この条例に基づく計画で、条例とともに、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものです。

2 . 計画策定の基本的な考え方

大和市文化芸術振興条例には、4つの基本理念が示されています。この考え方は、本計画においても前提となるものです。

大和市文化芸術振興条例第2条（基本理念）

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

3 . 計画が対象とする文化芸術の領域

この計画が対象とする文化芸術の領域は、「文化芸術振興基本法」に例示されているものを基本とします。

また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

文化芸術振興基本法における文化芸術の範囲（第8条～14条）

- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他我が国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

4 . 計画の期間と進行管理

この計画は、「第8次大和市総合計画第一期基本計画（平成21年度～平成25年度）」との整合を図り、計画期間を平成23年度から25年度までの3年間とします。

計画の内容は、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会において、毎年点検を行い、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 . 計画の性格

総合計画の将来都市像を文化芸術の側面から実現するための計画

文化芸術振興基本計画は、総合計画に掲げられた将来都市像「健康創造都市 やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランとしての性格を持っています。

大和市文化芸術振興条例の基本理念を具現化する計画

文化芸術振興基本計画は、大和市文化芸術振興条例に定められた基本理念を具現化するための施策の方向性と実現化の方策を示すプランです。

市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

6 . 施策目標・具体的方策

施策目標 1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

大和市は、文化芸術振興条例のなかで、一人ひとりが文化芸術を創造、享受する権利を持っていること、いわゆる「文化権」の存在を明示し、「市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくる」ことを掲げました。

この考えに基づき、市民の誰もが、文化芸術に親しみ、心豊かな生活を送ることができるよう、日常生活において文化芸術との接点を生み出し、市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める取り組みを進めていきます。

具体的方策 1 - 1 良質な文化芸術を日常的に触れることのできる機会の充実

- ・市民にとって身近な場所での鑑賞事業の実施。
- ・日常の生活空間を活用したアート作品の設置など。

具体的方策 1 - 2 文化的行事や文化芸術活動に関する情報の収集・提供

- ・市内の文化的行事や文化芸術活動に関する情報の収集。
- ・インターネットや広報誌などの多様なメディアを活用した効果的な情報提供。

具体的方策 1 - 3 文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進

- ・市内文化芸術団体との協働による参加体験型ワークショップの開催など。

具体的方策 1 - 4 市民の主体的な文化芸術活動への支援

- ・創造、発表、交流の場と機会の提供。
- ・公募形式による活動資金の助成など。

具体的方策 1 - 5 文化芸術関係者のネットワークの構築

- ・分野を超えた文化芸術関係者の交流機会の提供。
- ・個々の団体の活動の幅をさらに広げる取り組みの推進など。

施策目標 2 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例では、特に力を注ぐ施策の一つとして、「次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策」を掲げています。

大和市に暮らすすべての子どもたちが等しく、多くの感動に出会い、感受性豊かな人間として成長できるよう、地域、学校、行政など様々な主体が一体となって、文化芸術に親しむことのできる環境づくりを進めます。

具体的方策 2 - 1

質の高い文化芸術に触れる機会の確保

- ・小中学校での芸術鑑賞会の実施。
- ・美術館等と連携した対話型美術鑑賞会の実施など。

具体的方策 2 - 2

文化芸術の参加体験機会の確保

- ・文化芸術を楽しく学ぶことのできる（仮称）大和艺术こども倶楽部の創設。
- ・演劇などのワークショップの実施の検討。

具体的方策 2 - 3

創造活動の成果を発表する機会の確保

- ・子どもたちを対象としたコンクールや公演、展示会などの開催の推進。

具体的方策 2 - 4

子どもの読書活動の推進

- ・やまとブックスタートの実施。
- ・専任の学校図書館司書の配置。
- ・保育園・幼稚園・学校と市立図書館との連携など。

施策目標 3

文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の振興にあたっての基本的な考え方の一つとして、「守り育ててきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する」ことを掲げています。

大和の文化芸術を先導しようとする意欲的な市民が、自らの能力を存分に発揮し、文化芸術の牽引者となるよう、その発掘、育成に力を注いでいきます。

具体的方策 3 - 1

若者の創造活動への支援

- ・若者が創造性を最大限発揮し、ステップアップを図ることのできる機会と場づくり

具体的方策 3 - 2

伝統文化継承者の育成

- ・伝統文化の技術を保存する取り組みの推進。
- ・多くの市民が伝統文化の価値を再認識できる機会の提供など。

具体的方策 3 - 3

文化芸術プロデューサー、文化芸術ボランティアの育成

- ・文化芸術プロデューサー、文化芸術ボランティアの育成及び活用についての検討。

具体的方策 3 - 4

アーティストバンクの整備

- ・市内での公演、講座等の開催に積極的なアーティストや文化芸術活動の指導者などの人材情報の紹介。

施策目標 4

大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の継承、創造に加え、「発信する」ことを市民の役割として掲げています。

市民が、この条例で定めた役割を確実に果たすことができるよう、ハード、ソフトの両面で発信力を強化し、観光や国際化の施策とも連携しながら、大和の文化芸術の魅力を内外にアピールしていきます。

具体的方策 4 - 1

新たな文化芸術拠点の整備推進

- ・（仮称）やまと芸術文化ホールの整備に向けた取り組みの推進。

具体的方策 4 - 2

文化芸術週間での集中的な事業展開

- ・文化芸術、観光、国際部門などが企画する文化イベントを集中的に展開する、（仮称）やまとアートウィークの創設。

具体的方策 4 - 3

文化芸術の振興に寄与した者の顕彰

- ・大和市文化芸術振興条例に基づく顕彰制度の実施。

具体的方策 4 - 4

文化芸術と観光との連携

- ・市民の力によって創り出された文化イベントや祭りの支援。
- ・集客機能を持つ観光資源を文化芸術の発信の場として活用する方策についての検討。
- ・市内の歴史文化資源の魅力の発信。

施策目標 5

多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例では、子どものための施策と並ぶ重要な施策として、「多文化共生のための施策」を掲げています。

文化、芸術の振興を通じて、お互いの文化を認め合いながら、国籍や民族を超えてコミュニケーションを図ることができる環境を整えていきます。

具体的方策 5 - 1

日本人市民が異文化を知る機会の確保

- ・外国語によるコミュニケーション能力を高める国際理解教育の推進。
- ・学校教育や様々な学習の場を活用した異文化を知る機会の確保。

具体的方策 5 - 2

外国人市民が日本文化を学ぶ機会の確保

- ・日本文化や生活習慣などに対する理解を深めるための取り組みの推進。
- ・日本語の学習支援体制の整備。

具体的方策 5 - 3

文化芸術交流活動の促進

- ・友好都市を中心とした海外都市との文化芸術交流の促進。
- ・市内で行われる国際文化芸術交流の推進。
- ・交流活動の主体となる市民の積極的な参加を促す方策についての検討。

7 . 文化芸術振興の担い手と役割

大和市文化芸術振興条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。

市民、文化芸術団体、学校、財団、事業者、市などの文化芸術振興の担い手が、相互に連携して、適切な役割を果たすことができるよう、前述した「具体的方策」を基本にそれぞれの担い手に期待する役割を定めます。

8 . モニタリング

計画の進捗状況を適切に把握するため、施策目標に対応した項目をそれぞれ設定し、継続的にモニタリングを行います。モニタリングを踏まえ、新たな方策の必要性や方策の変更などを検討して、計画の見直しに反映させていきます。

モニタリングの項目については、第8次総合計画に掲げられている、文化芸術に関わる「成果を計る指標」のほか、計画の進行管理の中心的な役割を担う「文化芸術振興審議会」からの意見を踏まえ、必要となる項目を設定します。

<参考> 計画（施策目標）と条例の関係

文化芸術振興基本計画（案）骨子

1．計画策定の背景、目的

2．計画策定の基本的な考え方

3．計画が対象とする文化芸術の領域

4．計画の期間と進行管理

5．計画の性格

6．施策目標・具体的方策

市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

7．文化芸術振興の担い手と役割

8．モニタリング

文化芸術振興条例

第1条 目的

第2条 基本理念

「文化権」の存在の明示、市民が文化芸術に親しむことのできる環境の創出。
個人の自主性・創造性の尊重、表現の自由の保障、文化芸術の多様性の尊重。
文化芸術の継承、創造。
市民と市の協力、連携。

第3条 市民の役割

《文化芸術の継承、創造、発信》

第4条 市の役割

《文化芸術の継承、創造、発信のための環境整備》

第5条 子どものための施策推進

第6条 多文化共生のための施策推進

第7条 文化芸術振興基本計画

第8条 文化芸術振興審議会

第9条 顕彰

第10条 委任